

各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(令和6年3月29日決裁)

各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年3月23日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、給付金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び同法第31条の10において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。
- (2) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養している者をいう。
- (3) 教育訓練施設 第4条に規定する対象講座を実施する施設をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、各務原市内に住所を有するひとり親家庭の親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、次条に規定する対象講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 過去に給付金の支給を受けていないこと。ただし、追加支給（第6条第4項に規定する追加支給をいう。）を受けるときその他市長が必要と認めるときは、こ

の限りでない。

(対象講座)

第4条 給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げる講座のうち、第7条の規定による指定を受けたものとする。

- (1) 一般教育訓練給付金（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練に係る教育訓練給付金をいう。以下同じ。）の指定教育訓練講座及びこれに準じて市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 特定一般教育訓練給付金（雇用保険法施行規則第101条の2の7第1号の2に規定する特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金をいう。以下同じ。）の指定教育訓練講座及びこれに準じて市長が地域の実情に応じて対象とする専門資格の取得を目的とする講座
- (3) 専門実践教育訓練給付金（雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金をいう。以下同じ。）の指定教育訓練講座及びこれに準じて市長が地域の実情に応じて対象とする専門資格の取得を目的とする講座

(対象経費)

第5条 給付金の支給の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、支給対象者が対象講座の受講に要した入学料及び受講料とする。

(給付金の額等)

第6条 支給対象者（次項に規定する者を除く。）に係る給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号又は第2号の講座を受講する者 対象経費に100分の60を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。
- (2) 第4条第3号の講座を受講する者（次号に掲げる者を除く。） 対象経費に100分の60を乗じて得た額とし、修学年数に40万円を乗じて得た額（その額が160万円を超えるときは、160万円）を限度とする。
- (3) 第4条第3号の講座を受講した者のうち、当該講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に同講座に係る資格を取得し、かつ、就職等した（当該講座修了時点で就職等している場合を含む。）もの（令和6年8月30日以後に当該講座の受講を修了した者に限る。） 対象経費に100分の85を乗じて得た額とし、

修学年数に60万円を乗じて得た額（その額が240万円を超えるときは、240万円）を限度とする。

- 2 対象講座の受講を開始する日において一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下これらを「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができる支給対象者に係る給付金の額は、前項の規定により算定した額から当該教育訓練給付金の支給額を控除した額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額が1万2,000円を超えないときは、給付金の支給は行わないものとする。
- 4 第1項第2号に該当する者が第9条の規定による支給の決定を受けた後、同項第3号に該当することとなったときは、追加で給付金の支給（以下「追加支給」という。）を受けることができる。この場合において、追加支給に係る額は、前3項の規定により算定した額から既に給付を受けた額を控除した額とする。
- 5 第1項第2号に規定する給付金は、令和6年8月30日以後に次条第4項の規定による指定の決定を受けた場合に限り、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとに支給（以下「分割支給」という。）をすることができる。

（対象講座の指定申請等）

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、講座の受講を開始する前に、当該講座を対象講座とする指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

この場合において、分割支給を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その緊急性及び必要性を考慮して、第3条に規定する要件及び対象講座の指定に係る審査をし、対象講座の指定の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、対象講座に指定をする決定をしたときは自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第2号）により、指定をしない決定をしたときは自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定却下通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

この場合において、分割支給の対象と認めたときは、その旨を併せて通知するも

のとする。

5 前項の規定により指定の決定を受けた者は、当該対象講座の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、自立支援教育訓練給付金指定教育訓練講座受講中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、受講を開始する前に第1項に規定する申請書の提出ができない真にやむを得ない事由があると市長が認める場合は、支給対象者に該当し、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められるときに限り、対象講座の指定をしたものとみなす。

（支給申請等）

第8条 給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第5号）を、対象講座の受講を修了した日（専門実践教育訓練給付金を受けることができる場合にあつては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（1）教育訓練施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、支給対象者が対象講座の受講を修了したことを認定する教育訓練修了証明書

（2）教育訓練施設の長が、支給対象者本人が支払った対象経費について発行した領収書

（3）教育訓練給付金が支給されている場合にあつては、その額を証明する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

（4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、分割支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した自立支援教育訓練給付金支給申請書を、支給単位期間の末日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（1）対象講座の受講中にあつては、教育訓練施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、支給対象者が対象講座の受講の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書

（2）対象講座の受講を修了したときにあつては、教育訓練施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、支給対象者が対象講座の受講を修了したことを認定する教育訓練修了証明書

(3) 教育訓練施設の長が、支給対象者本人が支払った対象経費について発行した領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第3号に掲げる者又は追加支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第5号の2)を、対象講座の受講を修了し、当該対象講座に係る資格を取得し、かつ、同対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金を受けることができる場合にあっては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 教育訓練施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、支給対象者が対象講座の受講を修了したことを認定する教育訓練修了証明書

(2) 教育訓練施設の長が、支給対象者本人が支払った対象経費について発行した領収書

(3) 教育訓練給付金が支給されている場合にあっては、その額を証明する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

(4) 受講した対象講座に係る資格の取得をしたことを証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の決定をしたときは自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第6号)により、支給をしない決定をしたときは自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第7号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(給付金の請求等)

第10条 前条の規定による支給の決定を受けた者は、自立支援教育訓練給付金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求をした者の指定する金融機関の口座に給付金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が虚偽その他不正な行為により給付金の支給を受けたと認めるときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(関係機関等との連携)

第12条 市は、教育訓練施設、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなどひとり親家庭の親の就業を支援するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和6年8月30日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号及び様式第5号の規定は、この要綱の施行の日以後に対象講座（各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第4条に規定する対象講座をいう。以下同じ。）の指定を受ける者について適用し、同日前に対象講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住 所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が (ある・ない)		
⑧過去の受給の有無	自立支援教育訓練給付金を受けたことが (ある・ない)		
	雇用保険制度の教育訓練給付を受けたことが (ある・ない)		
<受講動機>			

様式第2号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

各務原市長

印

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ
下記のとおり指定したので通知します。

記

①氏 名	カガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
※			

様式第3号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定却下通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

印

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ
下記のとおり申請を却下いたしましたので通知します。

記

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 —)	電話 () —	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤対象講座の指定をしない理由			
※			

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

自立支援教育訓練給付金指定教育訓練講座受講中止届

年 月 日

（宛先）各務原市長

氏名

さきに自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座の指定を受けた教育訓練の受講を取りやめましたので報告します。

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)		電話 () -
③受講取りやめた理由 (途中でやめた場合を含む)			

様式第5号（第8条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏 名 （個人番号）	フリガナ	生年月日	年 月 日生 （ 歳）
	個人番号		
②住 所	（〒 ）		電話（ ） —
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （受 講 開 始 日）		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（フリガナ）		
	☐ 公金受取口座を希望します。		

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号			
②住 所	(〒 -)			電話 () -
③教育訓練施設の名称				
④教育訓練講座の名称				
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日) (受 講 修 了 日)			
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称		
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称		
事業主の証明欄	事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
		上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の場合は名称・代表者氏名)		
⑧所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
⑨雇用保険法による教育訓練 給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の 受給額	円	
⑪希望する金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			
	☐ 公金受取口座を希望します。			
(備考)				

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付であなたから申請のありました、自立支援教育訓練給付金支給申請書・自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）に基づき審査したところ、下記のとおり支給を決定いたしましたので通知します。

記

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
⑦支給決定金額	円		

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付であなたから申請のありました、自立支援教育訓練給付金支給申請書・自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）については各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づき審査したところ、下記のとおり支給をしないことと決定しましたので通知します。

記

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 —)	電話 () —	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練給付金を支給しない理由			

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号 (第10条関係)

自立支援教育訓練給付金請求書

各務原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づき、次の金額を請求します。

請求金額 円

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住所

氏 名